



2025年9月19日

各位

会社名 株式会社 パソナグループ
代表者名 代表取締役会長 CEO 若本 博隆
(コード番号 2168 東証プライム)
問合せ先 副社長執行役員 CFO 仲瀬 裕子
(TEL. 03-6734-0200)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年9月19日（以下「本割当決議日」といいます。）付で、会社法第370条及び当社定款第22条（取締役会の決議の省略）の規定に基づき、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）について、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年10月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 20,400株
(3) 処分価額	1株につき2,204円
(4) 処分総額	44,961,600円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名 6,500株 当社の監査等委員である取締役 5名 8,900株 当社の取締役を兼務しない執行役員 6名 5,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、本制度を導入することを決議しました。

また、2025年8月22日開催の第18期定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、当社の普通株式あるいは当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、本制度に基づき監査等委員でない取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、2017年8月18日開催の第10期定時株主総会において承認された金銭報酬枠（年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与を含みません。））の範囲内で年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内。ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与は含みません。）、監査等委員である取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、2025年8月22日開催の第18期定時株主総会において承認された金銭報酬枠（年額200百万円以内。）の範囲内で年額100百万円以内とすること、当社が監査等委員でない取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年150,000株以内（うち社外取締役分は年12,500株以内。）、監査等委員である取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は年50,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた日より、当社又は当社関係会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）又は対象取締役等に対して報酬等として金銭債権を支給し、対象取締役が当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により、対象取締役等に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役への割当が無償交付による場合、対象取締役は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものとしたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、対象取締役等への割当が現物出資交付による場合、対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象取締役等16名に対して、金銭債権合計44,961,600円（以下「本金銭債権」といいます。）普通株式20,400株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等16名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年10月17日（以下「本払込期日」という。）から当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員及び従業員等のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、職務執行開始日（本払込期日の属する事業年度の直近事業年度に係る定時株主総会の開催日をいう。）からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日の属する年の9月1日から翌年の8月31日までの期間と読み替える。以下同じとする。）までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員及び従業員等のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員及び従業員等のいずれの地位をも、任期満了、死亡、又は定年その他の正当な事由（自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により、退任又は退職した場合は、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点（ただし、死亡による退任

又は退職の場合は甲の取締役会が別途定める時点)をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月(ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日の属する年の9月と読み替える。)から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元未満株の株式数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月(ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日の属する年の9月と読み替える。)から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、単元未満株の株式数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第19期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年9月18日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,204円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上